

関係各位

アンチ・ドーピング防止規則違反 JADA の決定について

平成 30 年 12 月 20 日

公益財団法人日本自転車競技連盟

日本アンチ・ドーピング規程第 8.3.2 項により本連盟下記競技選手について JADA の決定が通知されましたのでお知らせします。

本連盟として、このような事案が起きた事は誠に遺憾であります。JADA の決定を重く受け止め、今後も世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) および日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) が提唱するアンチ・ドーピング活動に賛同し啓蒙活動等、再発防止に更なる努力を重ねてまいります。

記

競技	自転車競技 (ロード)
競技者氏名	阿曾 圭佑 (あそ けいすけ)
検査日	2018 年 5 月 20 日

〔JADA 決定〕

- ・ JADA 規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ JADA 規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績 (NTN presents 2018 ツアー・オブ・ジャパン (UCI アジアツアー・2.1) における競技成績を含む。) はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ JADA 規程 10.2.2 項、同 10.5.1.1 項、同 10.11.2 項及び同 10.11.3 項に従い、平成 30 年 8 月 19 日より 6 ヶ月間の資格停止とする。

※2018_3 事件の決定文 : https://www.playtruejapan.org/upload_files/2018-003_final.pdf

〔JCF 決定〕

公益財団法人日本自転車競技連盟アンチ・ドーピング規程、第 5. 本規程違反、第 6. ドーピング防止規則違反の承認、第 7. 本連盟が課す制裁措置に基づき JADA 決定を適用し制裁措置を課す。

以上